



# 伊方原発訴訟第一審判決

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律23条1項に基づき内閣総理大臣のした原子炉設置許可処分につき、原子炉施設付近の住民はその取消を求める原告適格を有するとした事例
2. 上記許可処分における原子炉施設の安全審査に手続上の違法はないとした事例
3. 上記許可処分における原子炉施設の安全性の認定は、内閣総理大臣の裁量事項であるとした事例
4. 内閣総理大臣による上記原子炉施設の安全性の認定が相当であるとされた事例

松山地裁 53. 4. 25 判決

一 本件は、愛媛県西宇和郡伊方町九町越に原子力発電所の建設を予定していた四国電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下規制法という。）二三条一項に基づく申請を受けて、Y（内閣総理大臣）が昭和四七年一月二八日にした発電用原子炉設置許可処分に対して、Xら（西宇和郡内の住民三三名）が原子炉の安全性の審査に瑕疵がある等主張して提起した取消訴訟に対する本案判決である。その約一年後である昭和四八年秋、いわゆるオイルショックを受けて以来、世界の先進国は石油からウランへとエネルギー政策を転換し、着々と原子力発電所の建設を進めているが、こうした事情を反映し各国において各種の反対運動が起り、その一環として原子力発電所の建設、操業の阻止を求める訴訟が多数提起されている。我国もその例外ではなく、数か所においてこの種の訴訟が係属している。このような事情のもとで下された本判決は、原子力発電所の安全性に関する我国初の司法判断として各方面から注目されていた。

二 本件の争点は法律面、事実面ともに複雑多岐に亘るが、原子力発電所の安全性といった実体判断に至るまでには原告適格という難関をくぐる必要があった。

YはXらの原告適格につき、「本件許可処分の取消を求め得るのは、法律上の利益を有する者（行訴法九条）、即ち、本件許可処分により法的に保護された権利利益を侵害された者に限られる。しかし規制法二三条、二四条は公共の安全を図るものであって、Xらの生命、身体等を個別具体的に保護したものではない。しかもXらの主張する被害は本件原子炉の運転の結果生ずる多量の放射性物質によるものであって、四国電力に対し原子炉を設置し得る法的地位を与えるに過ぎない本件許可処分により生ずるものであるとはいえない。本件許可処分の公定力の及ぶ範囲は右法的地位の付与に限られるのであるから、仮にXらが右損害を受けるおそれがあるとすれば、Xらは四国電力を被告として妨害予防等の民事訴訟を提起すれば足りる。」と主張して、これを否定した。Xらはこれに対し、「Xらの生命、身体等は規制法二三条、二四条によって個別具体的に保護されており、また憲法上最大の尊重を受けるべき権利利益である。本件許可処分はそれ自体で直ちにXらの生命、身体等に影響を及ぼすものではないが、本件原子力発電所を安全なものとして、その設置運転を許可するものに外ならず、これに通常後続することが予定されている行為によってもたらされる影響も本件許可処分の法的効果によるものとされるべきである。また、Xらの権利利益が侵害されるか否かは一般的、抽象的に判断すべきであり、本件においては、万一事故が発生すればXらの生命、身体等が侵害されることは明らかであるから、本件許可処分によりXらの権利利益が侵害されるというべきである。」と反論した。

本判決は、「法律上の利益を有する者とは、法律上保護された利益を当該行政処分

によって侵害された者である。規制法二四一条一項四号は公共の安全を図ると同時に、原子炉施設周辺住民の生命、身体等を保護することを目的としている。本件原子炉の平常運転において放射性物質を規制値以上放出する事態が発生すれば、Xらのうち本件原子炉の近辺に居住する者には放射線障害により発病する蓋然性があり、またXらはいずれも本件原子炉で炉心溶融等の事故が発生して格納容器が破損すると、急性放射線障害により死亡又は発病する蓋然性のある者である。Xらの主張の趣旨は、本件許可処分の際に及ぼされる原子炉の安全審査に過誤、欠落があり、それによってXらが本件原子炉により被害を受けるといのであるから、Xらの主張する被害が原子炉の運転という事実行為により発生するものであるからといって、これを本件許可処分によるものでないとすることはできない。」としてXらに本件許可処分の取消を求め原告適格を認めた。

行訴法九条の「法律上の利益を有する者」の意義(原告適格)については、いわゆる法的に保護された利益救済説と、法的保護に価する利益救済説とがあるが、通説、判例は前説をとっている(最高裁事務総局編・続行政事件訴訟十年史一三七以下、南博方編・注釈行政事件訴訟法一〇七以下)。また最近現われた最三判昭53・3・14(本誌八八〇・二、但し、直接には景表法一〇条六号に基づく不服申立につき、申立適格の有無を判断したものである。)もこの説をとり、「法律上の利益を有する者

とは、当該処分により自己の権利若しくは法的に保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。」と判示している。ところでこの法的利益救済説に立つ場合には、①侵害の対象という面から、侵害される権利利益は当該行政処分の根拠法規により保護されている必要が(イ)あるか(ロ)否か、②侵害の態様には当該権利利益が(イ)侵害された場合、(ロ)当該処分に通常伴う後続行為により必然的に侵害されるおそれのある場合、(ハ)当該処分に通常伴う後続行為により権利利益を侵害される蓋然性がある場合、(ニ)当該処分に通常伴う後続行為により権利利益を侵害される単なる可能性があるに過ぎない場合等があるが、どの段階までの要件を必要とするか、③侵害の有無の判断は(イ)主張されている違法事由があると仮定した上でするか、(ロ)違法事由の有無を判断した上でするか等いくつかの問題がある。まず①については、右最判によると(ロ)説になるが、本判決は憲法上も保障されている人格権又は財産権であるXらの生命、身体、財産につき、これらが規制法二四条により保護されているか否かを問題としているので、(イ)説に立つものといえよう。②については、右最判が(ロ)説であることを明らかにしているが、本判決は(イ)説ではない。③については、右最判の立場は明らかでないが、本判決は「原子炉事故が発生した場合等には」と仮定の上立って蓋然性の有無を論じているから、実質的には(イ)説をとったものと思われる。

ところで権利利益の侵害が原告適格の要件とされるのは、これによって権利利益の救済訴訟としての抗告訴訟を民衆訴訟から区別するためである。そこで抗告訴訟である本件ではXらの権利利益の侵害の有無が問題となるが、Yの主張するように本件許可処分は四国電力に原子炉を設置し得る法的地位を付与するに過ぎず、直接Xらの権利利益を侵害するものではない。しかし、本件処分がなければXらの損害は生じないとの関係はあるから、一種の予防訴訟として本件許可処分の取消を求める訴訟を認めても、これが民衆訴訟となるわけではない(②の(ニ)説)。またこれによって取消訴訟が公定力の排除を目的とすることとの矛盾が生ずるといってもない。なお、違法事由の有無は本案の問題であり、本案判決の要件としての原告適格において判断する必要はないといふべきであろう(③の(イ)説)。もっとも、処分自体によって直接権利利益が侵害されるものではなく、通民常事訴訟によって権利利益の救済を図ることも可能であるから、取消訴訟によってXらの権利利益の侵害を予防することを認めるか否かは、結局のところ立法政策の問題に帰するといえよう。このように考えると本件において、法がXらに取消訴訟原告適格を認めているか否かは、本件許可処分に当たり、Xらの権利利益を保護するために行政権の発動が規制されているか否かにより決することになる(①の(イ)説)。その意味では規制法二三条、二四条がXらの生命、身体、財産を一般公益としてではなく、個

別具体的に保護しているか否かが最大の論点となろう。本判決は二四条一項四号が許可基準として原子炉等の安全性を掲げていることをもって公益のみでなく、Xらの生命、身体、財産等も個別的に保護していると解したのであるが、この点はYの主張するとおり、公益規定に過ぎないと解することも可能であり、疑問なしとすることはできない。しかし規定の仕方が公益規定的であるとしても、Xらの生命、身体等に対する侵害を抜きにして安全性を論ずることはできず、また右規定は実質的には相隣関係を規律するものであるから、これにより保護されている権利利益を常に一般公益に解消することには問題があろう(この点で本件は前記最判とは事情が大いに異なる。なお本件の類似事案としては、札幌地決昭44・8・27行集二〇・八〇九・九二九、本誌五六五・二三、東京地判昭48・11・6行集二四・一一・一一・一一九一、本誌七三・二六、札幌地判昭51・7・29、本誌八三九・四五、札幌高判昭51・8・5本誌八二一・二一がある)。

○なお、本判決は原子炉建設予定地から二〇数キロメートル離れたところに居住する者にも原告適格を認めているが、住民に原告適格を認めるとしてもその範囲をいかに画するかということがなお解決困難な問題として残っている(原田尚彦・環境権と裁判一三六以下)。

三 本件許可処分は、規制法二三条一項に基づくものであるが、同法二四条二項により、Yは許可申請があると、許可する前

にあらかじめ原子力委員会の意見を聞かなければならないとされ、意見を求められた原子力委員会は、科学専門家によって構成されている安全審査会による原子炉の安全性に関する調査結果を得た上で、その意見を確定し、Yに答申することになっている。

(原子力委員会設置法一四条の二。以下設置法という。)なお、原子力委員会には専門の事項を調査審議させるために、専門部会を設けることができることとされている。Xらは本件において、例えば部会委員に欠席、代理が多いこと、議事録がなく審理内容が不明のまま結論が出されていることなど、本件安全審査の杜撰さを窺わせる事情を数多くあげ、本件許可手続にはこれを取消すべき瑕疵があると主張した。これに対し、本判決は「代理出席のあったことが部会の最終決議を違法ならしめるとは即断し難い。出欠者の多寡は直ちに調査審議の杜撰さを示すものとはみられない。代理出席者の決議参加があったことから直ちに審査会の決議が違法となるものでない。原子力委員会が本件原子炉の設置許可基準への適合性の意見答申をなすに際し、強い先入観をもっていったとは即断できない。」等判示して、Xらの右主張を排斥した。

、原子炉の安全審査は高度の専門技術的判断を必要とするから、法形式上Yの許可によるとはいえ、実質的には原子炉安全審査会が最終的判断をしているものと考えられることもできる(規制法二四条二項、設置法三条)。従って一般の諮問機関とは異なり、その安全審査過程に恣意独断があると疑わ

れる場合には、許可自体の正当性にも大きな疑問が生じるといえる。ところで我が

二二)。

四 次に本件では本件処分が裁量処分か否かが争われている。Xらは裁量処分性を否定しているが、Xらも内閣総理大臣が公益適合性の観点から許可するか否かにつき裁量権を有すること自体は必ずしも否定するものではないと思われる。問題となるのは、行政行為の要件事実の認定、特に規制法二四条一項四号の「原子炉施設の位置、構造及び設備が核原料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障のないものであること」

の裁判例は、従来から裁量処分の瑕疵の有無を審査する場合、その裁量瑕疵を実体的にとらえてこれを審査しているのが大勢である。しかし、行政権によって国民の生活を規律する度合が大きくなり、技術の進歩に伴い行政がますます専門技術化している今日においては、裁判所の審理能力からいっても、行政庁の専門技術的判断は尊重されるべきであるという見地からも、裁量処分を実体的な裁量瑕疵の有無という面で審理するのは妥当ではなく、手続的な面から審理する必要があるということが指摘されている(判例タイムズ一七五・一七、原田尚彦・訴の利益一六六、阿部泰隆・ジュリ五九四・六八、東京地判昭三三・一三・二五行集一四・一一・二二五五、本誌三六一・一六、

Yはこの点につき、右安全性の認定は専門技術的判断を要するものであるから裁量事項であり、Yの裁量権行使に濫用・逸脱の違法があることはXらが主張・立証すべきであると主張した。これに対しXらは人の生命・身体等に対して安全であるか否かは、一義的に判断されるべき本質的な法律判断事項であり、決して専門技術的な裁量の余地を許容するものではないとして、安全性の判断の裁量事項性を否定し、安全性は本件処分の要件事実であるから、その立証はYがすべきであると主張した。

なお、東京高判昭四八・七・一三行集二四・六〇・五・二九民集二九・五六・六二、本誌七九・二一参照)。本判決も手続上の瑕疵が処分の違法事由たり得ることを前提とするものであるが、Xらに立証責任を課したその判示からすると許可処分を手続面から厳正に規制すべきであるとまでは考えていないように思われる。後記のとおり原子炉の安全性が専門技術性の故に裁量事項であるとされ、また裁量の相当性についての裁判所の判断能力には限界があることを考慮すると、この種の事件においては、手続審査の観点から審理の充実を図ることも必要ではなからうか(阿部泰隆・ジュリ六六八。

本判決は原子炉の安全性の判断には特に高度の科学的専門知識を要することを理由にその裁量性を認めた上、Yが本件原子炉の安全審査資料を総て保有し、専門家を擁しているのに対し、Xらはそのような立場にないから、公平の見地からして、当該原子炉が安全であると判断したことに相当性

のあることは、原則としてYの立証すべき事項であると判示している。

今日では法律要件の認定についても、法律効果の発生についても、行政法規の趣旨目的の合理的解釈により行政の自律性、専門技術的又は政治的判断を尊重すべき場合に、裁量性が認められるという考え方が有力となっている(山田幸男「自由裁量」行政法講座二・一四二、杉村敏正・行政法講義総編上巻一九五、最高裁判所事務総局編・続行政事件訴訟十年史六三)。本判決もこの考え方に立って、法律要件である原子炉の安全性の認定が裁量事項であることを認めたものであろう。そしてこのことは原子炉の安全性に関する司法審査の方法という面でも重要な差異が生ずることを意味している。司法審査の方法としては、①裁判所が行政庁の判断を全く前提とせず、いわば白紙の状態から、ある原子炉が安全か否かを判断する方法、②行政庁の判断を前提とし、これを一応尊重した上で、そこに明白な不合理性のあるか否かにより裁量権の濫用、逸脱を判断する方法等があり得る。そしてXらの主張によれば、①の方法(もっともXらは「裁判所は自然科学的判断そのものをする必要はない。」とも主張している)で、必ずしも②の方法を否定するものではなく、争いは裁量の幅ないしは主張立証責任に帰するとみることもできる。Yの主張によれば②の方法をとることになる。前記のように、本判決は安全審査の裁量性を認めた結果、この点につきYの主張(②の方法)をとったものである。

この点に関する本判決の判示は簡潔であるが、実際にはこの審理方法が科学裁判といわれた本判決の結論を決したと極論してもあながち不当ではないであろう。その意味で本判決は科学裁判における司法審査をいかにすべきかという重要な問題を検討する上で貴重な一例となるであろう(原田尚彦・判タ三一八・一二、同・環境権と裁判一五〇)。

なお、裁量権の濫用・逸脱の立証責任は取消を求める原告側にあるとするのが一般である(村上博巳・証明責任の研究三三四、豊水・最判解民昭42・一五六)。これに対し本判決は公平の見地から、裁量の相当性は原則としてYが立証すべきであるとして、結論的にXらの主張を採用している。この点は、原子炉の安全性といった第一級の専門家の間でも見解の分かれる高度の専門技術的問題につき、判断を迫られ、これを裁量事項であるとした裁判所が安全審査に関する実質的司法判断を維持するために編み出した苦心の策といえよう。本判決が安全審査の裁量事項性を認めただにもかかわらず、細かな技術的な問題についても逐一判断を示しているのはここから来るものと思われる。

五 本件原子力発電所は、いわゆる加圧水型と呼ばれるもので、炉心燃料を納めている原子炉压力容器の中に、加圧した一次冷却水を送り込み、これが炉心で発生する莫大な熱量を奪ったうえ循環パイプを通じて蒸気発生器に送られ、その細管を通過する間に細管の周囲を流れる二次系の冷却水

を蒸発させ、この蒸気によって発電用タービンを動かすしくみになっている。

Xらの提起した科学技術上の問題点は複雑多岐に亘るが、本件安全審査において最も問題とされたのは、原子炉における事故発生及び事故拡大の防止措置である。原子炉における最も重大な事故としてY自身の想定したものは、一次冷却水循環パイプが破断した場合に生ずる一次冷却水の喪失事故(LOCA)であり、これに対しては緊急炉心冷却装置(ECCS)により、ほう酸水を原子炉压力容器に注入し、燃料温度の上昇を防止して燃料の損傷、溶融等を防止することになっている。Xらは、①右ECCSが事故時に機能するか否かは確認されておらず、また機能してもその有効性に疑問があるから、LOCAの場合には炉心は融け、压力容器及びそれを格納している容器も吹き飛ばす破滅的重大事故に発展し、大量の放射性物質が発電所外へ放出される可能性があると主張した。更にXらは、②压力容器には強い中性子線が絶えず照射されるため、これが脆化し、ひび割れる危険性があるが、このような状態で地震その他の強い力が加わると压力容器自体の破裂が生じ、この場合にはECCSが機能する余地はないから①と同様の重大事故に発展すると主張し、また③二次冷却水系が故障して停止すると、一次冷却水は二次冷却水に熱を伝えることができず、さらに高温となり圧力も高くなるが、この場合ECCSはほとんど機能せず、その結果炉心は溶融し

①同様の事故となる可能性がある」と主張し

た。これに対し本判決はまず①につき、ECCSの有効性の完全な実験は未だなされていないが、個々の現象についての多くの実験、経験によって裏付けられた個々のモデルを作成し、これを基にした実験、経験により、かつ、不確実な点は厳しい条件を設定することによって、個々のモデル間の関係付け、総合化を行ない、一方、諸数値についても個々のモデルと同様に実験等によって確認したうえで設定することにより、現実を総合的に評価し得る解析コードが作成されているとした上、本件原子炉のECCSはこれによって解析した結果、いかなる一次冷却系配管の破断による一次冷却水喪失事故に対しても有効であると評価したYの判断は相当と認められると判示し、②については、中性子照射が原子炉压力容器材料に及ぼす影響に関しては、監視試験片を炉心周囲に挿入し、定期的に取り出して試験を行い、安全性を確認し、また原子炉压力容器の耐圧部等は供用期間中検査を実施し、その安全性を確認することになっ

ていることにより、本件原子炉压力容器の安全性は確保されるとしたYの判断は相当であると判示し、③についても、二次冷却水系には主給水ポンプ三台の外、補助給水ポンプ二台等が設けられて万全の措置がとられており、二次冷却水の給水が全く停止する可能性は考えられないと判示して、Xらの疑問をいづれも排斥している。

次に原子炉の通常運転時における被ばく評価も本件における重要な争点とされた。この点につき本判決は、これ以下の放射線

被ばくでは人類に障害を与えないとする「しきい値」の存在は不明であるが、電力の供給等公共の必要のある場合において、人類に影響のあることの判明している最低の放射線量の数十分の一の量を許容被ばく線量(年間五〇〇ミリレム)と定めることは違法ではないとした上、本件安全審査において、本件原子炉の平常運転時の気体廃棄物による被ばく線量は、敷地周辺で年間約〇・六ミリレム、液体廃棄物によるもの年間全身約〇・〇一ミリレムであると評価されたが、証拠により認められる事実によれば右評価は相当と認められるから、この点において安全性の審査に瑕疵はないと判示した。

以上の外にも、Xらが指摘した安全審査上の疑問点は多々あるが、本判決は、固体廃棄物の処理、原子力発電所の立地条件、原子炉の燃料、蒸気発生器細管、耐震設計等をめぐる科学技術上の問題につき逐一審理をすすめた上、Xらの主張する事実を認められないとし、あるいは理由がないとして、これを総て排斥し、本件原子炉施設は規制法二四一条一項四号の基準(安全性)に適合しているとしたYの判断を相当として維持している。

前記のように、本判決は、原子炉の安全性の認定はYの裁量事項であるとの前提の下に審理をすすめ、結論としてYのした右判断を相当であるとしたものである。即ち、本判決は原子炉の安全性といった科学論争につき自ら積極的に判断してYの側に軍配を挙げたというのではなく、Xらの主

張によつてはYの判断の相当性は覆えらな  
いとされたものである。本判決の理由はYの  
準備書面の引写しであるとの批判をする向  
きもあるが、右のような審理方法の結果、  
Yの判断の相当性を認める以上、そのよう  
な面があることはむしろ当然のことといえ  
よう。もっとも、本判決の理由は簡潔であ  
り、安全性に関するXらの疑問を解消する  
には不充分であるとの見方もあり得よう。

六 我国には現在、東海第二発電所原子  
炉設置許可処分取消請求事件が水戸地裁  
に、福島第二原子力発電所原子炉設置許可  
処分取消請求事件が福島地裁に、敦賀原子  
力発電所をめぐる条例制定請求代表者証明  
書交付申請に対する拒否処分取消請求事件  
が福井地裁に、柏崎原子力発電所をめぐる  
原子力発電所設置禁止等請求事件、保安林  
指定解除処分取消請求事件が新潟地裁に、  
伊方原子力発電所原子炉設置許可変更処分  
(第二原子炉設置許可処分) 取消請求事件  
が本判決を下した松山地裁に、そして本判  
決の控訴事件が高松高裁に係属している。

本件は我国におけるこれら原子力発電所  
をめぐる訴訟中、付近住民に原子炉設置許  
可処分の取消訴訟につき原告適格を認め、  
原子炉の安全性等の実体判断をした初めて  
の判決であり、これが後続する事件に対し  
て与える影響は少なくないと思われる。本  
件では当事者双方の活発な訴訟活動によ  
り、原告適格を初めとする行訴法上の問  
題、原子力関係法令上の問題、科学技術上  
の問題等原子力問題のほとんど総ての論点  
が出尽くしている。その結果、本判決はそ

の分量からいっても五分冊に及ぶ膨大なも  
のとなつてゐる。しかし本判決の理由はそ  
の一分冊に過ぎず比較的簡潔であるから、  
本判決をめぐる諸々の問題点を理解するに  
は、判決理由のみならず当事者双方の主張  
を対照して検討することが不可欠であら  
う。

伊方発電所原子炉設置許可処分取消  
請求事件、松山地裁昭四八(行ウ)五  
号、昭53・4・25民一部判決、棄却  
(控訴)

△参照条文▽

- 一につき、行訴法九条、核  
原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する  
法律二三条一・二四条一  
4
- 二につき、核原料物質、核  
燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律二四条  
II、原子力委員会設置法  
一四条の一
- 三、四につき、行訴法三〇  
条、核原料物質、核燃料  
物質及び原子炉の規制に  
関する法律二四条一4

目次

|  |    |  |    |
|--|----|--|----|
| 略語表                                      | 48 | 本件許可処分の違法性                                 | 60 |
| 当事者の表示                                   | 49 | 5 形式的側面から見た適正手続<br>保障義務違反                  | 60 |
| 主文                                       | 49 | 五 手続的実質審理上の違法—安全<br>評価過程における適正手続保障義<br>務違反 | 60 |
| 事実                                       | 49 | 1 手続的実質審理の違法                               | 60 |
| (当事者の求めた裁判)                              |    | 2 本件安全審査の手続的実質審<br>理上の違法を示す事実              | 61 |
| 一 原告ら                                    | 49 | 六 結論                                       | 61 |
| 二 被告                                     | 49 | 第三章 本件許可処分の内容の違法性<br>(その一)                 | 61 |
| 1 本案前の申立                                 | 49 | 第一 はじめに—原子力発電所の危険<br>性の根源                  | 61 |
| 2 本案の申立                                  | 49 | 一 核分裂生成物等の産出とその毒<br>性の根拠                   | 61 |
| (原告らの請求の原因)                              |    | 1 核分裂生成物等の産出とその毒<br>性の根拠                   | 61 |
| 第一章 本件許可処分と原告らの立場                        | 49 | 2 放射線の危険性                                  | 62 |
| 第二章 本件許可処分の手続的違法性                        | 49 | 3 許容被ばく線量や線量目標値<br>などの生物学的医学的危険性           | 64 |
| 一 はじめに—原子力発電所設置許<br>可処分手続の概略             | 49 | 4 プルトニウムの危険性                               | 68 |
| 二 基本法二条違反                                | 51 | 二 原子力発電所の危険性                               | 68 |
| 三 基本法及び規制法は憲法違反                          | 53 | 第一 平常運転時の危険性                               | 69 |
| 1 規制法二四条は白地規定であ<br>る                     | 53 | 一 平常運転時被ばく評価値の危険<br>性                      | 69 |
| 2 規制法及び基本法の適正手続<br>条項違反                  | 54 | 二 平常時の放射性気体廃棄物に関<br>する審査の違法性               | 70 |
| 四 本件許可処分手続の規制法等違<br>反                    | 54 | 1 気体放射性廃棄物の放出過程、<br>放出量及び被ばく評価の非現実<br>性    | 70 |
| 1 規制法の解釈から導き出され<br>る原子力発電所の設置許可手続<br>の内容 | 54 | 2 放射性ヨウ素による被ばく評<br>価の欠如及び許容被ばく線量違<br>反     | 70 |
| 2 本件許可処分は法的手続を履<br>踐していない                | 54 |  |    |
| 3 本件審査手続の概要と個別的<br>瑕疵                    | 55 |  |    |
| 4 手続上の個別的瑕疵に基づく                          |    |  |    |

|   |     |  |     |
|---|-----|--|-----|
| 反 | 3   | その他の微粒子状放射性物質の被ばく評価の欠如                     | 74  |
|   | 4   | 気体廃棄物処理設備の無審査                              | 74  |
|   | 三   | 平常時の放射性液体廃棄物の無審査                           | 74  |
|   | 1   | 液体放射性廃棄物の放出過程、放出量及び被ばく評価の非現実性              | 74  |
|   | 2   | 原子力発電所周辺における実測値は、本件被ばく評価をはるかに超える           | 76  |
|   | 3   | 外部被ばく線量評価の欠如                               | 76  |
|   | 4   | ヨウ素による被ばく評価の欠如                             | 76  |
|   | 5   | トリチウムの影響の無視                                | 76  |
|   | 6   | 液体廃棄物による被ばく評価値の違法性                         | 77  |
|   | 四   | 放射線管理システムは機能しない                            | 77  |
|   | 1   | 環境放射線監視設備の不備                               | 77  |
|   | 2   | 分析、測定方法の不確立                                | 78  |
|   | 3   | 環境放射線監視体制の欺瞞性                              | 78  |
|   | 五   | 原子力発電所内での作業者被ばくの無視                         | 78  |
|   | 1   | 作業者被ばくの実態                                  | 79  |
|   | 2   | 作業者被ばくの危険性                                 | 79  |
|   | 3   | 結語   | 80  |
|   | 六   | 原子力発電所周辺における被ばくの実態                         | 80  |
|   | 1   | 浜岡原子力発電所周辺におけるムラサキツクサを用いた実験                | 81  |
|   | 2   | 線量目標値を大幅に上回る環境放射線増加実測値                     | 81  |
|   | 3   | 環境放射線実測値と実際の被ばく線量との大きな隔たり                  | 81  |
|   | 4   | 人体への影響                                     | 81  |
|   | 七   | 固体廃棄物の廃棄についての無審査                           | 82  |
|   | 1   | 固体廃棄物の危険性                                  | 82  |
|   | 2   | 固体廃棄物の最終処分方法は本件許可処分の審査対象である                | 82  |
|   | 3   | 固体廃棄物の「最終処分」の不可欠性                          | 82  |
|   | 4   | 固体廃棄物の「最終処分」についての審査の欠如による本件許可処分の違法性の明白性    | 83  |
|   | 5   | 固体廃棄物の「最終処分」の方法の不存在と規制法二四条違反               | 83  |
|   | 6   | 固体廃棄物の廃棄設備ないし敷地内への「貯蔵」「保管」の無審査             | 83  |
|   | 八   | 使用済燃料及びその再処理(核燃料サイクル)の無審査                  | 84  |
|   | 1   | 使用済燃料・再処理・核燃料サイクル                          | 84  |
|   | 2   | 使用済燃料についての審査                               | 85  |
|   | 3   | 核燃料サイクルの確立の不可欠性とその現状―再処理の危険性               | 85  |
|   | 4   | 使用済燃料の再処理の危険性                              | 86  |
|   | 5   | 再処理により排出される廃棄物の貯蔵の不可能性                     | 87  |
|   | 6   | 規制法二四条一項二号、四号違反                            | 88  |
|   | 7   | 使用済燃料の貯蔵設備及び貯蔵能力の無審査                       | 89  |
|   | 九   | 廃止された原子力発電所の施設についての無審査                     | 89  |
|   | 第三  | 温排水についての審査欠如                               | 89  |
|   | 第四章 | 本件許可処分の内容の違法性(その二)―本件原子炉の構造の欠陥             | 92  |
|   | 第一  | はじめに―本件原子炉の構造の概略                           | 92  |
|   | 第二  | 伊方原子力発電所に使用される燃料の危険性                       | 93  |
|   | 一   | 炉心の構造と役割                                   | 93  |
|   | 二   | 平常運転時の危険                                   | 93  |
|   | 1   | 安全設計審査基準                                   | 93  |
|   | 2   | 本件炉心核設計の不確かさに由来する危険                        | 94  |
|   | 3   | 本件炉心熱設計の不確かさに由来する危険                        | 94  |
|   | 4   | 続発している燃料棒事故の危険性                            | 95  |
|   | 三   | 事故時における危険                                  | 99  |
|   | 1   | 安全審査の対象                                    | 99  |
|   | 2   | 一次冷却材配管の破断事故                               | 99  |
|   | 3   | LOCA時の燃料挙動                                 | 100 |
|   | 4   | 結論   | 107 |
|   | 第三  | 蒸気発生器細管事故                                  | 107 |
|   | 一   | 蒸気発生器の機能と構造                                | 107 |
|   | 二   | 問題の所在―蒸気発生器細管事故の重大性と現実性                    | 107 |
|   | 1   | 蒸気発生器細管事故の重大性                              | 107 |
|   | 2   | 多発する細管事故                                   | 109 |
|   | 三   | さまざまな安全審査                                  | 110 |
|   | 1   | 審査の経緯                                      | 110 |
|   | 2   | 審査基準について                                   | 110 |
|   | 3   | 蒸気発生器細管の非健全性                               | 111 |
|   | 4   | 妥当性を欠いた「設計上の配慮」                            | 111 |
|   | 四   | 妥当性を欠いた「試験および検査」                           | 112 |
|   | 五   | 審査のずさんな欠如                                  | 113 |
|   | 六   | 蒸気発生器細管事故による災害の評価                          | 113 |
|   | 第四  | 原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の危険性                       | 113 |
|   | 一   | 安全設計審査基準について                               | 113 |
|   | 二   | 圧力容器の中性子照射による脆化                            | 114 |
|   | 三   | 応力腐食割れと疲労き裂                                | 114 |
|   | 四   | ASMEの規格及び我が国の技術基準                          | 115 |
|   | 五   | 結論   | 115 |
|   | 第五  | 緊急炉心冷却装置(ECCS)                             | 115 |
|   | 一   | 安全装置は働かない―本件原子炉ECCSがまったく無効な一次冷却材喪失事故(LOCA) | 116 |
|   | 二   | 本件原子炉ECCSの性能は実証されていない                      | 117 |
|   | 三   | 本件ECCS審査基準                                 | 117 |
|   | 1   | 安全設計審査指針                                   | 117 |
|   | 2   | 三項目基準                                      | 117 |
|   | 3   | 本件原子炉ECCS審査基準の不当性                          | 118 |



|  |     |   |     |
|--|-----|---|-----|
| 性について.....                                 | 199 | 1 核分裂生成物等の産出とその毒性の特質について.....                 | 199 |
| 1 放射線の危険性について.....                         | 200 | 2 許容被ばく線量と線量目標値について.....                      | 204 |
| 3 プルトニウムの危険性について.....                      | 206 | 4 原子力発電所の安全性.....                             | 206 |
| 5 平常運転時の安全性.....                           | 210 | 6 本件原子力発電所の平常運転時における放射性物質の放出管理における安全性の確保..... | 210 |
| 7 平常運転時被ばく評価値の安全性.....                     | 214 | 8 平常時の放射性気体廃棄物に関する審査の適法性.....                 | 215 |
| 9 気体放射性廃棄物の放出過程、放出量及び被ばく評価について.....        | 215 | 10 放射性ヨウ素による被ばく評価について.....                    | 218 |
| 11 その他の微粒子状放射性物質の被ばく評価について.....            | 219 | 12 その他の微粒子状放射性物質の被ばく評価について.....               | 219 |
| 13 気体廃棄物処理設備の審査について.....                   | 219 | 14 平常運転時の放射性液体廃棄物の審査について.....                 | 219 |
| 15 液体放射性廃棄物の放出過程、放出量及び被ばく評価について.....       | 219 | 16 原子力発電所周辺における被ばくの実測値について.....               | 220 |
| 17 外部被ばく線量評価について.....                      | 220 | 18 ヨウ素による被ばく評価について.....                       | 220 |
| 19 トリチウムの影響について.....                       | 220 | 20 液体廃棄物による被ばく評価値の適法性について.....                | 220 |
| 21 放射線管理システム.....                          | 220 | 22 環境放射線監視設備について.....                         | 221 |
| 23 分析、測定方法について.....                        | 221 | 24 環境放射線監視体制.....                             | 221 |
| 25 原子力発電所内での作業被ばくについて.....                 | 222 | 26 原子力発電所周辺における被ばくの実態について.....                | 223 |
| 27 固体廃棄物の廃棄について.....                       | 224 | 28 固体廃棄物の「最終処分」の不可欠性について.....                 | 224 |
| 29 固体廃棄物の「最終処分」の審査の欠如による違法性について.....       | 224 | 30 固体廃棄物の「最終処分」の方法の不在と規制法二四条.....             | 224 |
| 31 固体廃棄物の廃棄設備ないし敷地内への貯蔵保管の審査について.....      | 224 | 32 使用済燃料及びその再処理について.....                      | 225 |
| 33 使用済燃料、再処理、核燃料サイクルについて.....              | 225 | 34 使用済燃料についての審査について.....                      | 225 |
| 35 使用済燃料の再処理について.....                      | 226 | 36 使用済燃料の再処理について.....                         | 226 |
| 37 使用済燃料の再処理の危険性の問題について.....               | 227 | 38 再処理により排出される廃棄物の貯蔵について.....                 | 227 |
| 39 規制法二四条一項二号、四号違反について.....                | 227 | 40 使用済燃料の貯蔵設備及び貯蔵能力について.....                  | 228 |
| 41 温排水の審査について.....                         | 228 | 42 温排水の審査について.....                            | 228 |
| 43 本件許可処分の内容の適法性(その二)——本件原子炉の構造の安全性.....   | 230 | 44 はじめに——本件原子炉の構造の概略.....                     | 230 |
| 45 燃料棒と炉心の構造の安全性.....                      | 230 | 46 本件原子炉に使用される燃料の健全性.....                     | 230 |
| 47 炉心の構造と役割.....                           | 232 | 48 平常運転時の安全性.....                             | 233 |
| 49 安全設計審査基準.....                           | 233 | 50 炉心核設計について.....                             | 233 |
| 51 炉心熱設計について.....                          | 234 | 52 燃料棒事故.....                                 | 234 |
| 53 事故時における炉心.....                          | 239 | 54 安全審査の対象.....                               | 239 |
| 55 一次冷却材配管の破断事故について.....                   | 239 | 56 LOCA時の燃料挙動について.....                        | 239 |
| 57 結論.....                                 | 242 | 58 結論.....                                    | 242 |
| 59 本件原子炉において使用される蒸気発生器細管の健全性に対する配慮.....    | 242 | 60 蒸気発生器の機能について.....                          | 245 |
| 61 蒸気発生器細管事故の重大性と現実性について.....              | 245 | 62 蒸気発生器細管事故の重大性について.....                     | 245 |
| 63 細管事故の発生について.....                        | 245 | 64 蒸気発生器細管の安全審査について.....                      | 247 |
| 65 審査の経緯.....                              | 247 | 66 審査基準について.....                              | 247 |
| 67 蒸気発生器細管の健全性.....                        | 247 | 68 設計上の配慮について.....                            | 247 |
| 69 試験及び検査について.....                         | 248 | 70 審査の適正.....                                 | 248 |
| 71 蒸気発生器細管事故による災害の評価について.....              | 248 | 72 原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の健全性.....                  | 248 |
| 73 本件原子炉において使用される原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の健全性..... | 248 | 74 安全設計審査指針について.....                          | 250 |
| 75 圧力容器等の中性子照射による脆化について.....               | 250 | 76 応力腐食割れ及び疲労き裂.....                          | 252 |
| 77 圧力容器に関する規格について.....                     | 253 | 78 結論.....                                    | 253 |
| 79 本件原子炉における安全防護設備.....                    | 253 |   |     |

|                                     |     |                                    |     |                                   |     |                                  |     |
|-------------------------------------|-----|------------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|----------------------------------|-----|
| 一 安全性確保に対する配慮と事故対策.....             | 253 | 5 敷地内断層の活動性について.....               | 275 | 第一 四国電力の技術的能力.....                | 293 | 第二 本件許可処分手続の違法性について.....         | 306 |
| 1 はじめに.....                         | 253 | 6 地すべりについて.....                    | 276 | 第二 本件許可処分の適法性.....                | 293 | 一 安全審査の対象.....                   | 306 |
| 2 異常状態の発生防止.....                    | 253 | 五 安全設計審査指針について(その一).....           | 276 | 一 許容被ばく線量とめやす線量について.....          | 293 | 二 原子力基本法二条違反について.....            | 306 |
| 3 異常状態の拡大防止.....                    | 254 | 1 地震入力について.....                    | 276 | 二 本件許可処分の規制法適合性.....              | 294 | 三 基本法及び規制法の違憲性について.....          | 307 |
| 4 四つの安全防護設備.....                    | 255 | 2 敷地地盤の性状について.....                 | 279 | 1 本件許可処分における基準について.....           | 294 | 四 本件許可処分の手続的違法性について.....         | 308 |
| 二 一次冷却材喪失事故(LOCA)について.....          | 257 | 六 安全設計審査指針について(その二).....           | 281 | 2 本件許可処分と安全設計審査指針等について.....       | 294 | 五 手続的実質審理の違法性について.....           | 309 |
| 三 本件原子炉ECCS性能の実証性.....              | 259 | 第三 社会的条件の適合性.....                  | 281 | 3 本件許可処分と規制法二四条一項四号.....          | 294 | 六 本件許可処分の非裁量処分性について.....         | 309 |
| 四 本件ECCS審査基準について.....               | 260 | 一 原子力発電所用淡水について.....               | 281 | 4 本件許可処分と規制法二四条一項一号ないし三号.....     | 295 | 第三 原子力発電所の危険性の根源について.....        | 311 |
| 五 安全設計審査指針適合性.....                  | 261 | 二 社会的条件について.....                   | 281 | 5 「本件許可処分は規制法違反」との原告らの主張の不当性..... | 295 | 一 核分裂生成物の産出とその毒性について.....        | 311 |
| 六 本件原子炉におけるECCS評価について.....          | 262 | 三 本件原子力発電所が瀬戸内海沿岸に設置されることについて..... | 281 | 6 本件許可処分の規制法適合性.....              | 296 | 二 原子力発電所の危険性について.....            | 312 |
| 1 基準項目①適合性.....                     | 262 | 第四 想定事故について.....                   | 281 | 第三 原子力発電の必要性.....                 | 299 | 一 平常運転時における放射性廃棄物による被ばくについて..... | 313 |
| 2 基準項目②適合性.....                     | 262 | 一 災害評価の基準について.....                 | 281 | 一 世界におけるエネルギー資源をめぐる状況.....        | 299 | 二 使用済燃料の再処理について.....             | 317 |
| 3 基準項目③適合性.....                     | 264 | 二 災害評価の基本的な考え方.....                | 281 | 二 エネルギー確保の努力に関する世界のすう勢.....       | 300 | 三 温排水について.....                   | 317 |
| 第五章 本件許可処分の内容の適法性(その三)——立地の適合性..... | 265 | 三 万一の事故に備えての立地条件.....              | 282 | 三 日本におけるエネルギー事情とその対応.....         | 301 | 第五 本件原子炉の構造の欠陥について.....          | 318 |
| 第一 立地条件の重要性及び原子炉立地審査指針について.....     | 265 | 1 はじめに.....                        | 282 | 四 電力の必要と安定供給の確保.....              | 301 | 一 燃料棒と炉心の構造の危険性.....             | 318 |
| 一 立地条件の重要性について.....                 | 265 | 2 重大事故を想定した災害評価.....               | 283 | 第四 結語.....                        | 303 | 二 蒸気発生器細管事故について.....             | 323 |
| 二 立地条件における基準について.....               | 265 | 3 仮想事故を想定した災害評価.....               | 285 | (被告の主張に対する原告らの答弁及び反論)             | 303 | 三 本件原子炉圧力容器及び一次冷却系配管について.....    | 327 |
| 第二 立地の適合性と耐震設計.....                 | 266 | 四 本件安全審査における事故想定及び災害評価について.....    | 285 | 第一 原告適格について.....                  | 303 | 四 本件原子炉における安全防護施設について.....       | 330 |
| 一 自然的立地条件の適合性の確認.....               | 266 | 1 事故の選定について.....                   | 285 | 一 訴の利益の存在.....                    | 303 | 第六 立地について他.....                  | 335 |
| 二 地盤.....                           | 266 | 2 事故経過について.....                    | 286 | 二 本件許可処分の法的効果について.....            | 305 | 一 立地選定の誤りと耐震設計について.....          | 335 |
| 三 地震及び耐震設計.....                     | 268 | 3 本件災害評価について.....                  | 288 |                                   |     |                                  |     |
| 四 本件審査における立地評価.....                 | 272 | 1 本件災害評価について.....                  | 288 |                                   |     |                                  |     |
| 1 中央構造線.....                        | 272 | 2 本件災害評価で用いられている仮定について.....        | 288 |                                   |     |                                  |     |
| 2 敷地付近が特定観測地域に指定されている点について.....     | 273 | 3 本件安全審査における推定災害について.....          | 292 |                                   |     |                                  |     |
| 3 過去における地震歴について.....                | 274 | 六 災害の予想について.....                   | 292 |                                   |     |                                  |     |
| 4 震源の深さの推定について.....                 | 275 | 七 結論.....                          | 292 |                                   |     |                                  |     |
|                                     |     | 第六章 本件許可処分の内容の適法性.....             | 292 |                                   |     |                                  |     |

|  |     |  |     |
|--|-----|--|-----|
| 二 万一の事故に備えての立地条件<br>について……………                                | 337 | ける個別的瑕疵について……………                                       | 352 |
| 三 四国電力の技術的能力について……………  | 337 | 五 手続的実質審理上の違法—安全<br>評価過程における適正手続保障<br>義務違反の主張について…………… | 357 |
| 第七 必ず起こる破滅的な大事故……………   | 337 | 六 本件許可処分が裁量行為である<br>旨の主張について……………                      | 358 |
| 一 はじめに……………  | 337 | 第三 平常時被ばくの危険性について……………                                 | 358 |
| 二 本件原子炉がその事故によって、<br>周辺住民に災害を与えることはな<br>いとの被告の主張の誤りと不当性…………… | 338 | 一 許容被ばく線量の危険性の主張<br>について……………                          | 358 |
| 第八 本件訴訟において「原子力発電<br>所の必要性」を主張することは許<br>されない……………            | 348 | 二 本件原子炉の平常運転時におけ<br>る放射性物質管理……………                      | 362 |
| 第九 結論……………   | 349 | 1 平常運転時における被ばく評<br>価値とその危険性について……………                   | 362 |
| (原告らの反論に対する被告の答弁)<br>(証拠) 《略》                                |     | 2 気体廃棄物の放出過程、被ば<br>く評価について……………                        | 362 |
| 理由 由……………  | 349 | 3 液体廃棄物の放出過程、被ば<br>く評価について……………                        | 366 |
| 第一 本件許可処分の存在及び原告適<br>格について……………                              | 349 | 4 固体廃棄物の貯蔵、保管等に<br>ついて……………                            | 368 |
| 一 本件許可処分の存在及び本件許<br>可処分と原告らとの関係……………                         | 349 | 5 放射線管理システムについて……………                                   | 369 |
| 二 原告適格について……………  | 349 | 6 原子力発電所内の作業者被ば<br>くの問題について……………                       | 370 |
| 第二 本件許可処分における手続の違<br>法性の主張について……………                          | 351 | 三 使用済燃料の再処理について……………                                   | 370 |
| 一 原子炉設置許可処分手続の概略……………  | 351 | 四 原子炉の使用を廃止した後の措<br>置について……………                         | 371 |
| 二 基本法二条違反の主張について……………  | 351 | 五 温排水について……………   | 371 |
| 三 基本法及び規制法の憲法違反の<br>主張について……………                              | 351 | 第四 事故防止対策……………   | 371 |
| 四 本件許可処分が規制法に違反す<br>るこの主張について……………                           | 352 | 一 原子炉における事故の危険性と<br>その発生の可能性について……………                  | 371 |
| 1 原子炉設置許可手続の特殊性<br>から一定の手続が必要である旨<br>の主張について……………            | 352 | 1 原子炉における事故の危険性……………                                   | 371 |
| 2 本件原子炉設置許可手続にお<br>ける個別の瑕疵について……………                          | 352 | 2 原子炉における事故発生の可<br>能性……………                             | 371 |
| 3 原子炉の安全確保の技術につ<br>いて……………                                   | 372 | 二 本件原子炉の安全性確保に対す<br>る配慮について……………                       | 373 |
| 二 本件原子炉の安全性確保に対す<br>る配慮について……………                             | 373 | 1 本件原子炉の安全性確保に対<br>する配慮……………                           | 373 |
| 1 本件原子炉の安全性確保に対<br>する配慮……………                                 | 373 | 2 燃料及び炉心の健全性につい<br>て……………                              | 376 |
| 2 燃料及び炉心の健全性につい<br>て……………                                    | 376 | 3 蒸気発生器細管の健全性につ<br>いて……………                             | 380 |
| 3 蒸気発生器細管の健全性につ<br>いて……………                                   | 380 | 4 原子炉圧力容器及び一次冷却<br>系配管の健全性について……………                    | 383 |
| 4 原子炉圧力容器及び一次冷却<br>系配管の健全性について……………                          | 383 | 三 本件原子炉の立地選定及び耐震<br>設計について……………                        | 385 |
| 三 本件原子炉の立地選定及び耐震<br>設計について……………                              | 385 | 1 原子炉の設置と自然的立地条<br>件……………                              | 385 |
| 1 原子炉の設置と自然的立地条<br>件……………                                    | 385 | 2 地盤について……………  | 385 |
| 2 地盤について……………  | 385 | 3 地震について……………  | 389 |
| 3 地震について……………  | 389 | 4 耐震設計について……………  | 390 |
| 4 耐震設計について……………  | 390 | 四 社会的立地条件について……………                                     | 394 |
| 四 社会的立地条件について……………   | 394 | 1 発電所用淡水の取水について……………                                   | 394 |
| 1 発電所用淡水の取水について……………   | 394 | 2 社会的条件の不備について……………                                    | 394 |
| 2 社会的条件の不備について……………  | 394 | 3 本件原子力発電所が瀬戸内海<br>沿岸に設置される点について……………                  | 394 |
| 3 本件原子力発電所が瀬戸内海<br>沿岸に設置される点について……………                        | 394 | 五 四国電力の技術的能力について……………                                  | 394 |
| 五 四国電力の技術的能力について……………  | 394 | 第五 事故対策……………   | 395 |
| 第五 事故対策……………   | 395 | 一 工学的安全防護設備について……………                                   | 395 |
| 一 工学的安全防護設備について……………   | 395 | 1 事故対策と工学的安全防護<br>設備の健全性について……………                      | 395 |
| 1 事故対策と工学的安全防護<br>設備の健全性について……………                            | 395 | 2 ECCSについて……………  | 396 |
| 2 ECCSについて……………  | 396 | 二 万一の事故に備えての立地条件……………                                  | 401 |
| 二 万一の事故に備えての立地条件……………  | 401 | 1 災害評価に基づく立地条件に<br>ついて……………                            | 401 |
| 1 災害評価に基づく立地条件に<br>ついて……………                                  | 401 | 2 推定事故について……………  | 404 |
| 2 推定事故について……………  | 404 | 第六 本件許可処分の違法性の問題に<br>ついて……………                          | 405 |
| 第六 本件許可処分の違法性の問題に<br>ついて……………                                | 405 | 1 手続上の違法性の問題につい<br>て……………                              | 405 |
| 1 手続上の違法性の問題につい<br>て……………                                    | 405 | 2 本件許可処分の内容上の違法<br>性の問題について……………                       | 405 |
| 2 本件許可処分の内容上の違法<br>性の問題について……………                             | 405 | 第七 結論……………   | 405 |
| 第七 結論……………   | 405 | (別紙)   |     |
| (別紙)   |     | 別紙一 当事者の表示……………  | 49  |
| 別紙一 当事者の表示……………  | 49  | 2 原告居住地表示地図……………                                       | 406 |
| 2 原告居住地表示地図……………   | 406 | 三 サノオノフレ、コネチカッ<br>トヤンキー各発電所の液体<br>廃棄物放出量……………          | 406 |
| 三 サノオノフレ、コネチカッ<br>トヤンキー各発電所の液体<br>廃棄物放出量……………                | 406 | 四 第八六部会委員名等……………                                       | 406 |
| 四 第八六部会委員名等……………   | 406 | 五 第八六部会の審査会への報<br>告及び協議の日程、内容……………                     | 407 |
| 五 第八六部会の審査会への報<br>告及び協議の日程、内容……………                           | 407 | 六の1 第八六部会の調査審議の<br>日程及び内容……………                         | 407 |
| 六の1 第八六部会の調査審議の<br>日程及び内容……………                               | 407 | 六の2 第八六部会の現地調査の<br>日程及び内容……………                         | 408 |
| 六の2 第八六部会の現地調査の<br>日程及び内容……………                               | 408 | 七 第八六部会の各委員の加圧<br>水型原子炉の審査経験……………                      | 408 |
| 七 第八六部会の各委員の加圧<br>水型原子炉の審査経験……………                            | 408 | 八 放射性物質を閉じ込めるた<br>めの障壁……………                            | 408 |
| 八 放射性物質を閉じ込めるた<br>めの障壁……………                                  | 408 | 九 放射性物質の発生・検知・<br>処理の説明図……………                          | 409 |
| 九 放射性物質の発生・検知・<br>処理の説明図……………                                | 409 | 十 加圧水型原子炉の構造……………                                      | 410 |
| 十 加圧水型原子炉の構造……………  | 410 | 十一 燃料構造説明図……………  | 411 |
| 十一 燃料構造説明図……………  | 411 | 十二 蒸気発生器構造説明図……………                                     | 412 |
| 十二 蒸気発生器構造説明図……………   | 412 | 十三 原子力発電所施設とL O F<br>T実験装置……………                        | 413 |
| 十三 原子力発電所施設とL O F<br>T実験装置……………                              | 413 | 十四 工学的安全施設系統説明図……………                                   | 414 |
| 十四 工学的安全施設系統説明図……………   | 414 |  |     |

## (被告の答弁及び主張)

### 第一章 本件許可処分と

#### 原告適格の問題

一 本件許可処分と原告らの関係に  
 ついて

請求の原因第一章の(一)、(二)の事実及び、同(三)のうち、原告らがその主張の地に居住しているとの点は認める。同(三)のその余の事実是否認し、主張は争う。

#### 二 原告適格について

##### 1 はじめに

原告らは、次に述べるが如く、いずれも本件許可処分の取消を求める法律上の利益をもたないものであり、本件訴の原告としての適格を欠くものであるから、被告は、原告らの本件訴を却下することを求める。

2 本件訴訟の特質と問題点—原告らの訴の利益について

(一) 本件訴訟は、行政庁の極めて高度な政策的判断と、極めて高度な専門技術的判断の当否が争われている。しかし、本件論争の場は裁判所であるから、原子力政策や立法政策の当否、原子力行政の在り方の追及、原子炉の安全性についての専門的な細部にわたる技術的論争等についての論議をしてもあまり意義はない。しかし、原告らはいわゆる原子力問題全般にわたる多種多様な問題を本件訴訟において提起しているものである。したがって、その中から、ま

ず、裁判所本来の機能に即した事項を取出していくことを、まず、検討しなければならぬ。ところで、本件訴訟は、前記のような特殊性をもつものであるが、その訴訟類型はいうまでもなく行政処分の取消訴訟(以下単に取消訴訟という)にほかならないのであるから、右の検討は、本件論争の場が裁判所であるという認識を前提としたうえで、本件訴訟を純然たる取消訴訟として見るによりなされるべきである。

(二) 取消訴訟の訴訟要件に関して最も關心な問題となる点は、いわゆる処分性の問題と原告適格の問題である。本件においては、本件許可処分が処分性を有することについては疑問の余地がないが、原告らの原告適格の存否については、問題の所在を意識するのが自然である。けだし、原告らは本件許可処分の名宛人ではないからである。処分の名宛人以外の者がその取消しを求めるについては(特に当該処分が名宛人に対する関係で授益処分である場合にはなお更)、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という)九条にいう「法律上の利益」の存在についての格別の論証が必要なのである。

(三) 取消訴訟の本来の機能、目的は、当該行政処分によって生じた違法状態を排除することにより、特定の国民の個別、具体的権利、利益を救済することにある。もちろん、取消訴訟を通じて違法な行政処分が是正された結果、妥当な政策、適正な行政が確保されることも期待されるが、このこと自体は取消訴訟の本来の機能、目的ではない。妥当な政策、適正な行政の確

保は、取消訴訟を契機として、その結果なされるものである。右に述べた取消訴訟の本来の機能、目的を無視して、妥当な政策、適正な行政という、いわば反射的、付随的な作用を強調する余り、際限なくとも云えるほどに広く取消訴訟提起の道を開くことは、法律が民衆訴訟を別に用意している趣旨を没却する。

(四) 原告らは、その主張に照らすと、原告適格の範囲をできる限り広く認め、取消訴訟に、政策ないし行政の在り方に対しての国民の意見を聴取し、反映させる機会としての色彩を与えようとの発想を有しているように思われるが、このような考え方は取消訴訟の本来の機能と相容れないものである。

取消訴訟は、あくまで行政によって違法に侵害された私人の権利、利益の回復を図り、その救済をすることを目的とするものである。そして、そもそも裁判所は、個別的、具体的な法律上の争訟に法律を適用してこれを解決することを使命とするものであり、裁判は具体的事実と実体法規を適用した国民の権利、利益の実現に奉仕するもので、実体法という判断基準によってその公正が担保されるものであることはいうまでもない。取消訴訟についていえば、当該行政処分がその根拠法規に照らして違法であるか否かを判断すべきものであって、当該実体法規から遊離してなされるべきものではない。

こうした司法の性質ないし機能の特質は「法律上の利益」の有無の判断に当たって

も当然前提とされなければならない。そして、その結果として「法律上の利益」の有無は、当該処分の判断基準としての根拠法規が、処分の取消しを求める者の個人的な利益を保護対象としているか否か、そして、当該処分により現実にもその利益が毀損されたか否かにより決せられるべきものといえよう。したがって、仮に行訴法九条の「法律上の利益を有する者」の範囲を拡大するとしても、それは私人の有するある利益が当該行政法規により保護されている利益と解し得るか否かによってこれを決すべきものであって、原告の立場において主観的には保護に値するものと考えられるような利益であっても、これを実定実体法に即して評価することができない以上、客観性の裏打ちをもった法律上の利益には高め得ないものである。

すなわち、行訴法九条にいう「法律上の利益」の存否は、問題とされている利益が、当該行政処分の根拠である行政法規の個々の条文が保護している利益であると解することができるか否かにより決せられるべきものである。そして他方、その利益が、当該行政法規が一般的に実現を目指している公益に包含されてしまう性質のものであれば、その訴の利益は認められないのである。

(四) そうだとすると、本件における原告らの訴の利益の有無を判断するには、まず規制法が何を保護の目的としているかが検討されなければならない。そこで、この点について、検討すると、まず、同法が原子

炉等についての安全性の確保を基本的な目的の一つとしていることについては疑う余地がない(一条)。同法二四條一項四号が原子炉設置の許可基準として、原子炉施設の位置、構造等が核燃料物質等による災害の防止上支障がないものでなければならぬ旨を定めているのも、この具体的ならわいである。しかし、同法にいう「安全」とはあくまでも「公共の安全」(一条)であるから、右にいう「災害の防止」が指すものは、特定の個人が、直接、利益の主体となり得るような個別性を予定したものでなく、広く公共の利益の維持にあることは明らかである。もとより、特定の個人、例えば、原子力発電所付近の具体的な個々の住民の安全も当然これによって確保されることになるのであるが、このような個々の住民の安全は、「公共の安全」を通じて確保されるものにほかならない。

右の意味では、原告らが本件原子炉の運転によって被害を受けるおそれがあると主張する原告ら個々人の生命、健康、財産は、規制法の保護の目的であるといっても誤りではない。しかし、このような論旨を殊更力説してみても原告らが原告適格を有することを論証するに足る根拠とは到底なり得ないのである。なぜなら、右に掲げるような原告ら個々人の個別、具体的な利益は、いうまでもなく、国政の上で最大限に尊重されなければならないし、それが規制法等に明示されているかどうかにかかわらず、換言すれば、関係行政法規の規定の仕方以前の問題として、最大限

に尊重されるべきは当然のことだからである。

もし、仮に、原告らが、本件許可処分直接の効果として、その主張するような被害を被るといふのであれば、右処分取消しを求め原告適格を否定されるいわれはないであろう。だが、原告らは本件許可処分直接の効果としていかなる不利益を受けるものではない。このことは後に更に詳論する。ここであらかじめ特に明確にしておくべきことは、右のような個別、具体的な利益の侵害を基礎とせずに、原告らが原子力発電所周辺住民として有する抽象的な利益、例えば、①周辺住民が原子炉に対して不安を抱かずに生活できる利益とか、②周辺住民が適正な原子力行政を求める利益、といったような利益を觀念したうえ、このような利益によって原告らの原告適格を基礎づけることが果たして可能か否かという点であるが、このような利益は、前に述べた意味での公益に完全に包含され、そこで解消してしまふ性質のものであることはいうまでもなく明らかである。換言すれば、このような利益は、規制法が実現しようとしている「公共の安全」の範ちゅうに含まれる公益の一つの表現といふ得るのが精々であって、行訴法九条にいう「法律上の利益」としてこれを捕えることはできないのである。したがって、原告らが、本件原子炉に対してばく然とした主観的不安を持っている旨の主張や、原告らの原子力政策及び原子力行政一般の在り方に対する批判的主張をもってしては、到

底原告らの原告適格を基礎づけ得ないものといわなければならない。

### 3 原告適格を基礎づける事実の具体性について

(一) 本件原子炉の危険性をいう原告らの主張の具体性の欠如

(1) 取消訴訟において原告適格を有するというためには、ある行政処分によって原告が何らかの損害ないし不利益を受けることをばく然と抽象的に主張するだけでは足りず、行政処分によって損害ないし不利益を受ける過程、損害ないし不利益の内容を具体的に主張する必要がある、これらの点についての主張がそれ自体において論理的、經驗的に根拠のあるものでなければならぬ。更に、原告適格は本案審理のための要件であると同時に、本案判決をする上の要件でもあるのであるから、右の主張を裏付ける何らかの立証が必要であると解される。

ことは、個別、具体的な利益の救済を目的とする取消訴訟を民衆訴訟と區別し難くすることになるからである。

ところで、原告らが本件原子炉の運転によって(本件許可処分自体によってではない)被ると主張する被害の中核をなすものは次の二点である。一つは、平常運転時の放射性物質放出による放射線被ばく障害であり、他の一つは、炉心熔融事故を初めとする原子炉事故による被害である。そこで、以下において、右のような被害が発生することはあり得ないことを、原告適格の問題について判断するのに必要な限度で、示すこととする。

(2) 本件原子炉の平常運転時においては、年間〇・〇〇〇六レム程度の極めて低い線量の被ばくを与える放射性物質が環境に放出されるにすぎない。原告らは、これによる放射線被ばくの人体への影響を危くしているのであるが、これが全くのき憂であることは、右の線量と自然界に存在する放射線(いわゆる自然放射線)の線量とを比較することによって容易に理解することができる。すなわち、低線量の放射線被ばくが生物に与える影響についての純学問的な議論はともかくとして、我々人類は、地球上に誕生して以来、常に本件原子炉から放出される放射性物質による被ばく線量よりはるかに多い線量の自然放射線を受け続けてきた。自然放射線による被ばく線量は、日本において、東日本では年間〇・〇五ないし〇・〇九レム、西日本では年間〇・〇六ないし〇・一一レムである。このよ

うに、東日本と西日本との間には、自然放射線による被ばく線量において、年間〇・〇一ないし〇・〇二レム程度の差が認められ、また、本件原子炉が設置されている愛媛県について見ても、伊方町近傍の大洲市では年間約〇・〇七レム、松山市の道後においてでは年間約〇・一三レムと、実に約〇・〇六レムの差が認められるのである。しかしながら、これら自然放射線による被ばく線量の異なる地域相互の比較をしてみても、放射線被ばくによっても生ずるとされる白血病を初めとするガンその他の障害や遺伝的障害の発生率には統計学上有意な差があるという結果は全く得られていない。

(3) 原告らは微量放射線の影響についても「しきい値」の存在が認められていないので、いかなる微量の放射線被ばくも人体に有害である旨主張する。しかし「しきい値」の存在が認められていないということは、現在までの知見による限り、それ以下では人を含む生物に絶対に影響がないと断定できるような被ばく線量を明確な数値をもっては示すことができていないということを意味するにすぎない。微量放射線の

影響の理論的可能性について、これを全く否定することはせずに対処するという態度は、純粹に学問としての自然科学のレベルあるいは放射線防護の目的の場面に限ったものであって、現在までの数多くの研究によっても微量放射線の人体への影響を示す有意な報告がなされていない以上現実的には、本件原子炉から放出されるような極微量放射線についてはもちろんのこと、告示で定める許容被ばく線量の年間〇・五レム程度の微量放射線の被ばくによる人体への影響はないということができるのである。このことは、国際放射線防護委員会(ICRP)の一九六五年報告における「委員会は、しきい値が存在しないという仮定、及び、すべての線量には完全な加算性があるという仮定は正しくないかもしれない」ということは知っているがこのような仮定によって危険を過小評価することになるおそれはないことに満足している。」という記述からも十分読み取ることができるのである。

(4) 要するに、原告らは、いかなる微量の放射線であっても、それを放出する原子力発電所はその存在を認めない、との立場を採るものであるが、それは一つの「思想」ではあるけれども、余りにも非現実的な考え方といわざるを得ないのである。けれど、人類が自然界との共存を図り、これとのかかり合いの中に今日まで生存を保ってきたのは、自然界に無限ともい得るほどに数多く存在する危険を克服し、制御した上、更に、これを利用することによ

ってその発展を図ってきたからであるともい得るからである。人類がエネルギーを必要とするという事実が否定し得ないものである以上、そのエネルギー源を何に求めるかは、今日の世界情勢、経済事情等々に関する総合的な判断に基づいて策定されなければならない高度に専門的、政策的な課題である。そして、我が国は、国会の制定した法律によって、原子力をエネルギーとする方途を選択したのであり、原子力からエネルギーを得る方法として原子炉を設置することを定めたのである(基本法、規制法は、いうまでもなく、このことを前提とするものである)。右選択に当たっては、当然原子炉の設置、運転により原子炉施設の周辺は極めて微量ながら放射線に被ばくされることが本来考慮されているのであるから、原告らの右の主張は、原子炉を設置して原子力をエネルギー源とする立法政策それ自体を批判するに帰するものであり、本件許可処分により原告らがいかなる権利利益を侵害され、そのことによって原告らは本件許可処分の取消しを求める原告適格を有するものと認め得るか、という被告の提起した問題を説明するのに役立つものではない。

(5) 本件原子炉の構造は、他の加圧水型原子炉と特段異なるところがないから、非専門家が最も簡明に本件原子炉の安全性を推測する方法は、本件原子炉と同型の原子炉の場合を中心に、過去における発電用原子炉の運転実績、特に故障ないしは事故の態様及びその際の放射性物質放出の状況

を知ることである。現在のような構造・機能を有する発電用原子炉が実用化された昭和二十九年ごろから現在まで、世界中で一七九基の発電用原子炉が設置されたが、このうちいわゆる軽水炉は一二二基であり、更に、そのうち本件原子炉と基本的に同型の加圧水型原子炉は六六基である。これらの発電用原子炉の現在までの運転実績は一〇〇〇炉年(現在までに運転された発電用原子炉の運転年数を合計したもの)を超えており、その間においても、また、その後今日までの間においても、運転中に発生した故障ないし事故のうち周辺環境に放射性物質の放出をもたらしたものの数はごくわずかしかなく、しかも、そのような故障ないし事故の場合であってもその放出量は無視し得るほど極めてわずかなものであって、周辺環境に影響をもたらすには程遠いものばかりである。そして、原告らも認めているように周辺公衆に放射線障害を与えるような事故は、いうまでもなく、これまでただの一度も起こっていない。

(6) なお、原子炉の発達の初期の段階において、軽からざる事故が一、二発生しており、原告らはこの点を原子力発電の危険性を示す例としてしばしば引用しているが、そのような事故を起こした原子炉は、いずれも特殊な目的の下に建設されたプルトリウム生産炉(ウインズケール原子炉)や可搬型軍用原子炉(SL-1原子炉)である。今日の発電用原子炉では、何重もの防護策が講ぜられ、何らかの異常が起こっ

ても事故に至るはるか事前の段階で防止されるようになってくるのに比べると、右のウィンズケール原子炉やS.L.1原子炉においては何ら安全策が講ぜられていなかったに等しいといえるのであるから、これらの原子炉における事故例をもって今日の発電用原子炉の安全性をうんぬんすること自体全くの誤りである。

すなわち、ウィンズケール原子炉は、一九五〇年、プルトニウム生産用原子炉として作られた空気冷却、天然ウラン、黒鉛減速の原子炉であって、燃料棒を冷却した空気は直接大気中に放出される構造となっていた。その事故は、一九五七年右原子炉において、黒鉛の歪として蓄えられているウイグナーエネルギーの放出操作中、燃料棒が急速に加熱し、熱によって露出したウランの酸化をもたらし、核分裂生成物が大気中に放出されたことから、風下方向五〇キロメートルの範囲において約六週間にわたって牛乳の廃棄を行ったというものである。右原子炉の構造は、本件原子炉に例えれば、原子炉を冷却した一次冷却水を直接環境に放出する構造といえるが、現在の発電用原子炉にはかかる無防備の原子炉はないのである。

また、S.L.1原子炉は、飛行機で運搬することが出来る小型の南極駐とん部隊用の電源として設計された特殊な沸騰水型原子炉であって、制御棒は五本しかなく、したがって、制御棒を一本でも引き抜くと、たちまち原子炉が臨界状態となる仕組みになっていた。事故は、一九六一年、右原子

炉を定期保守等のため停止し、修理作業等を行っていた際、作業員が誤って制御棒を引き抜いたため、原子炉が暴走し、原子炉内の圧力が上昇して、原子炉容器の蓋が吹き飛ばされ、原子炉の上のいた作業員三名が死亡したというものである(なお、右原子炉は通常の建物内に設置され、格納容器はなかったが、建物が格納容器の働きをし、建物外への放射性物質の放出はわずかであった)。これに対し、現在の発電用原子炉は、一本の制御棒を引き抜いても臨界になることはなく、また、仮に誤って全部の制御棒を引き抜いても(実際には誤って引き抜くことはできない設計となつていゝ)、暴走することはない。

(7) 以上によって明らかのように、現在の発電用原子炉では、たとえ異常な状態が生じたとしても、あらかじめ用意された種々の安全対策が効を奏しているのであるが、このことから、本件原子炉において仮に事故が起こったとしても、そのために周辺環境に放射性物質を放出することはなく、また、百歩譲って周辺環境に放射性物質を放出したとしても、その量はごくわずかであつて、周辺環境に影響を及ぼすことはあり得ないことが十分理解できよう。

(8) なお、本件原子炉については、昭和五二年一月二九日臨界に達した後、各種試験の実施がすべて順調に行われているが、このことは、本件原子炉が設計どおり安全に建設されており、今後安全に運転され得ることを裏付ける重要な事情と考えられるので、以下この点について簡単に付言

する。

本件原子炉は、全設備及び全システムの機能試験を経た後、昭和五一年二月一八日には燃料の装荷を完了し、更に、各種安全システムの試験等を繰り返し、昭和五二年一月二九日には、核分裂連鎖反応がある一定の割合で継続するいわゆる臨界に達した。

その後、出力分布測定試験、制御棒の制御能力を調べる試験、放射線を実測する試験等が繰り返し行われたが、その結果本件原子炉は機能的にすべて所期の性能を有していることが確認されたため、二月四日には原子炉の出力を徐々に上げるとともに蒸気を発生させてタービン・発電機を回転させ、同月一七日からは二〇パーセントの出力で、また、同月二七日からは三五パーセントの出力で、更に三月二〇日から五〇パーセントの出力で、それぞれ蒸気発生器水位試験、原子炉制御系統試験、負荷しや断試験、出力分布や放射線レベルの測定試験等が行われ、原子炉及び発電設備ともすべて所定の機能を有していることが順次確認された。

次いで、四月五日から同月二二日まで原子炉を停止した上各種機器の状態が念に点検されたところ、いずれの機器においても異常のないことが確認されたので、再び同月二三日から五〇パーセントの出力で前記と同様の各種試験が繰り返し行われた。

(9) 非専門家において原子炉の安全性を理解するための比較的わかりやすい他の

説明手法としては、そのリスク(潜在的危険性)を確率的な手法により数値をもって示す方法がある。この点でどうしても触れなければならぬのは、ラスムッセン報告についてであるが、この報告は、原子炉のリスク(事故の起こる確率とそれによって生ずる被害の大きさとの積として理解される)がどの程度になるかを、他の人為的危険又は自然災害と比較したものである。

これは当時のアメリカ原子力委員会(AEC)によって、マサチューセッツ工科大学(MIT)のラスムッセン教授(N. C. Rasmussen)の指導の下に、約三年の歳月と約四〇〇万ドルの経費を費やして、多くの科学者・技術者を動員して行われた研究の成果である。そして、このラスムッセン報告は、原子炉の安全性を確率的な手法によって示した本格的な研究としては唯一のものであり、現在極めて高い評価と権威が与えられている。この報告によると、一個人が一年間に原子炉事故に遭遇して死亡するリスクは、原子炉一〇〇基をひとまとめとしても五〇億分の一であり、同一の想定につき自動車事故が四〇〇〇分の一、火災が二万五〇〇〇分の一のリスクを有するのに比べて、はるかに小さい。これを炉心溶融事故を想定して別の形で表現すれば、原子炉一〇〇基をひとまとめとして考えても、一度に一〇人以上の死亡を伴う事故発生率は三万年に一回であり、一〇〇〇人以上の死亡を含む事故の発生については、一〇〇万年に一回である。この値は、一個の隕石がアメリカ合衆国の人口集中部に落下し

て一度に一〇〇〇人を死亡させる確率と一致している。

(10) とところで、右に述べた原子炉の安全性を確率論的手法によって示す方法には誤解を招きやすい点がある。それは、右にいう確率をもって、想定された事故が必ず発生する時間的ひん度を示すものとして誤って受け取られるおそれがないことである。しかし、右にいう確率は、「宝くじが当たる確率」などという場合の確率とは意味が全く異なる。例えば、想定された事故の発生する確率が一〇〇万年に一回であるという意味は、当たりくじが一〇〇万本に一本あるというのとは全く異なり、当該事故の発生するリスク、すなわち、あくまでも顕在的でない、潜在的な危険性の程度を数値をもって示したものにすぎない。換言すれば、その数値は、原子炉の有するリスクの程度を説明する一つの手段、いわば「方便」といってよいものである。したがって、一〇〇万年に一回起こり得るとされている「事故」といっても、これは純粋に頭の中だけで、すなわち観念的に想定されたものであって、右程度の発生確率を有するにすぎない「事故」というものは、現実には起こり得ないといつて何ら差し支えないのである。

### (二) 原告らの主張の特徴

前項において述べたところから既に明らかのように、本件原子炉の危険性を強調する原告らの主張は、極めて具体性を欠くものであるが、本件訴訟の論点、特に原告適格の有無に関する論点を明確にする意味か

ら、次に、原告らの主張全般に共通する特徴を挙げてみたい。

(1) 原告らの主張は、一般的・抽象的である。

ア 本件原子炉の危険性を強調する原告らの主張は、本件原子炉固有の欠陥あるいは問題点を指摘するものではなく、原子力発電一般の危険性を訴えようとするものである。また、本件許可処分的手続的違法として主張するところも、原子力行政一般の在り方、ひいてはエネルギー政策の一環としての原子力政策の当否をうんぬんに等しい。

ここで注意を十分に喚起したいのは、原告らが「本件伊方原子炉の」という形容句を頭につけている指摘事項であっても、これらはすべて本件原子炉固有の問題を言っているのではないということである。原告らは、本件訴訟を通じて本件原子炉に関する資料、情報を多く入手し得たことから、本件原子炉を一つの例にとつて原子力発電一般についての議論を展開しているのである。このことは、原告らのこれまでの主張、原告らの提出に係る書証等の証拠を少し注意深く見れば、容易に理解し得るところである。この意味において、原告らは本件訴訟を一つの「象徴」に仕立てようとしているものと見てよいであろう。なお、立地、敷地の地盤の適合性についての問題点は、当然各原子炉に固有のものも存在するはずであるが、原告らの右の問題点についての主張も、原告らの指摘するような問題が原因となつていかなる原子炉事故が発生

するかという点について、具体的かつ合理的な説明を行っているものではなく、結局、右主張は、「原子力発電はそもそも危険である。」というばく然とした認識に基づく抽象的記述の域を少しも脱してはいないのである。

イ 原告らの主張が右のように一般的・抽象的であることの根本的原因は、再三述べるように、原告らがそもそも原子力発電というものの存在自体を根本から否定する考えを有しているところにある。原告らは、原子力発電技術の状況のいかんにかかわらず、その存在を認めないとする立場のように理解される。このことは、原告らが「原子力発電は人類の生存と両立しない。」と主張しているところに如実に示されている。また、原告らは基本法は憲法違反である旨の主張をしているが、このことも原告らの立場を明確に示している。すなわち、同法は、国会で審議がなされた際、その当時の与党・野党を含む全党の一致で可決され成立したものであって、同法の成立により我が国においてはエネルギー源として原子力を積極的に利用する旨の我が国エネルギー政策の基本方針が樹立されたものといふことができる。したがって、この法律の合憲性を根本から否定する原告らの主張は、とりもなおさず、我が国のエネルギー政策における原子力発電の存在をそれ自体を根本から否定する政策的立場に原告らが立脚していることを如実に示すものであるが、原告らのこのような考え方は、一つの「思想」としてはあるいは成り立ち得る

にもせよ、前に述べた裁判所の本来の機能に照らせば、原告らが右のような「政策的立場」ないしは「思想」に対する是非の判断を裁判所に求めること自体もそもそも無理といわざるを得ないであろう。

原告らの右のような「思想」の根底を流れる重要な基本的観念と見られるのは、原子力発電の原理は原子爆弾の爆発原理と共通するというものである。

「広島」「長崎」は、日本国民全体の、ひいては人類の大きな悲劇であったが、それは日本の原子力開発・利用にとつても大きな不幸であったといえよう。というのは、日本においては、この不幸な体験のゆえに、原子力開発・利用に関するすべての問題に対して国民の冷静な目が失われ勝ちになっているといえなくはないからである。原子爆弾と発電用原子炉とを比較した場合、それらにおけるエネルギーの取り出し方、すなわち、実際の核分裂の仕方は相互に全く異質のものである。すなわち、前者はいくまでもなく爆発を本来の目的とするものであるが、後者は爆発とは無縁のもので、継続的に一定の熱を取り出す機構のものである。更に、具体的にいえば、原子爆弾に用いられるウランは、発電用原子炉の核燃料に用いられるウランに比べて核分裂を起こすウラン二三五の含有量が桁違いに大きく、発電用原子炉の核燃料のウラン二三五の含有量がせいぜい二ないし四パーセントであるのに対して、原子爆弾はほぼ一〇〇パーセント近いものである。このため、原子爆弾はいわばネズミ算的に核分